

# 角田市新中学校整備 事業手法検討業務

公募型プロポーザル実施要領

令和8年9月  
角田市教育委員会

# 角田市新中学校整備事業手法検討業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「角田市新中学校整備基本計画」をもとに、新中学校整備を進めるにあたり最適な事業手法を選定することを目的とし、角田市新中学校整備事業手法検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務名称及び契約期間

### (1) 業務名称

角田市新中学校整備事業手法検討業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

### (4) 契約金額の上限額

18,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

（共同企業体の場合は、全ての構成員が要件を全て満たすこと。）

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 本業務の公募開始の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれの日において、角田市有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成7年角田市告示第24号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

### (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

### (4) 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの、または拘禁刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている者でないこと。

### (5) 暴力団員等（暴力団排除条例（平成25年3月15日条例第4号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものでないこと。

### (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### (7) 過去10年以内（平成28年9月28日以降）に国又は地方公共団体が発注したPFI導入可能性調査業務の受注実績（再委託含む）を有する者。

(8) 本業務を的確に遂行する能力を有し、かつ、円滑な履行ができる体制が整備できること。

#### 4 募集スケジュール

| 内 容            | 日 程                               |
|----------------|-----------------------------------|
| 公募要領等の公表       | 令和 8 年 9 月 2 8 日 (月)              |
| 質問書提出期限        | 令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) 午後 5 時まで必着   |
| 質問書回答日         | 令和 8 年 1 0 月 6 日 (火)              |
| 企画提案参加申込書等提出期限 | 令和 8 年 1 0 月 9 日 (金) 午後 5 時まで必着   |
| 参加資格確認結果通知     | 令和 8 年 1 0 月 1 4 日 (水)            |
| 企画提案書等・見積書提出期限 | 令和 8 年 1 0 月 2 3 日 (金) 午後 5 時まで必着 |
| プレゼンテーション実施    | 令和 8 年 1 0 月 2 7 日 (火)            |
| 審査結果の通知        | 令和 8 年 1 1 月 2 日 (月)              |

※本スケジュールは発注者の都合により変更される場合がある。

#### 5 提出書類等

##### (1) 質問書の提出

本実施要領及び別紙仕様書の内容についての質問は、「質問書」(様式第 1 号)により、電子メールにて送付すること。

電子メールの件名は『プロポーザルに関する質問書(事業者名)』とすること。

※電子メール送信時に、電話で到着確認の連絡を行うこと。

※電話や口頭等での質問は一切受け付けない。

電子メール：[kyoui@city.kakuda.lg.jp](mailto:kyoui@city.kakuda.lg.jp)

電話番号：0224-63-0130

ア. 質問の受付締切

令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) 午後 5 時 (必着)

イ. 質問への回答

令和 8 年 1 0 月 6 日 (火) に各社に電子メールにて回答し、ホームページへ公表する。

※候補者選定に公平を保てない質問等、公表にふさわしくないと判断される質問は公表しない。

##### (2) 企画提案参加申込書等の提出

参加意向のある者は、下記のとおり企画提案参加申込書等を郵送(郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。)又は持参によって提出すること。

なお、参加申込をした者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式第 7 号)を提出すること。(提出方法は企画提案参加申し込みに準ずる。)

ア. 提出書類

| 番号 | 提出書類               | 留意事項等                          |
|----|--------------------|--------------------------------|
| ①  | 参加申込書(様式第 2 号)     | ・ 要押印                          |
| ②  | 会社概要書(様式第 3 号)     |                                |
| ③  | 業務実績調書(様式第 4 号)    | ・ 「3 参加資格(7)」の実績を証する書類         |
| ④  | 履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) | ・ 提出日から3か月以内に発行されたもの。<br>・ 写し可 |

| 番号 | 提出書類                           | 留意事項等                                                        |
|----|--------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ⑤  | 印鑑証明書                          | ・提出日から3か月以内に発行されたもの。<br>・写し可                                 |
| ⑥  | 国税未納税額のない証明                    | ・納税証明書「その3の3」<br>・提出日から3か月以内に発行されたもの。<br>・写し可                |
| ⑦  | 都道府県税未納税額のない証明(本店の所在地及び宮城県のもの) | ・宮城県の場合は、宮城県内に本店、支店等を有する場合のみ<br>・提出日から3か月以内に発行されたもの。<br>・写し可 |
| ⑧  | 角田市税に未納税額のない証明                 | ・角田市内に本店、支店等を有する場合のみ<br>・提出日から3か月以内に発行されたもの。<br>・写し可         |

※ ④～⑧については、提出日時点における角田市入札参加資格者名簿に登録がない場合のみ提出するものとする。

イ. 提出部数 各1部

ウ. 提出締切

令和8年10月9日(金)午後5時(必着)

※ 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

エ. 提出場所

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41

角田市教育委員会教育総務課

### (3) 参加資格確認

提出された企画提案参加申込書等について、角田市新中学校整備事業手法検討業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で内容を確認し、確認結果を令和8年10月14日(水)に各社に電子メールにて通知する。

### (4) 企画提案書等、見積書の提出

参加資格確認結果で参加資格を有すると通知を受けた者は、企画提案書等及び見積書を、下記のとおり郵送(郵便を利用する場合は書留郵便とすること。宅配便の利用も可とする。)又は持参によって提出すること。

ア. 提出書類

| 番号 | 提出書類           | 留意事項等                    |
|----|----------------|--------------------------|
| ①  | 企画提案提出書(様式第5号) | ・要押印                     |
| ②  | 企画提案書(任意様式)    | ・「6 企画提案書、見積書作成上の留意事項」参照 |
| ③  | 配置予定者調書(様式第6号) |                          |
| ④  | 見積書(任意様式)      | ・要押印<br>・積算内訳書(任意様式)を添付  |

#### イ. 提出部数

| 番号 | 提出書類           | 正本 | 副本  |
|----|----------------|----|-----|
| ①  | 企画提案提出書(様式第5号) | 1部 | なし  |
| ②  | 企画提案書(任意様式)    | 1部 | 10部 |
| ③  | 配置予定者調書(様式第6号) | 1部 | なし  |
| ④  | 見積書(任意様式)      | 1部 | 10部 |

#### ウ. 企画提案書等、見積書の提出締切

令和8年10月23日(金)午後5時(必着)

※ 土日祝日を除く午前8時30分～午後5時

#### エ. 提出場所

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41

角田市教育委員会教育総務課

### 6 企画提案書、見積書作成上の留意事項

企画提案書等、見積書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成すること。

- (1) 用紙サイズについては、所定の様式以外はA4判、縦を基本とする。
- (2) 提案書は10ページを上限とし、ページ番号を付すこと。(表紙、目次を除く)
- (3) 見積書は、本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ必要な経費を算出し記載すること。(業務に係る積算内訳も明示すること。)

#### ア. 消費税及び地方消費税に伴う見積額の記入方法

見積書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者の場合には消費税及び地方消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額)を記入すること。

なお、決定金額及び契約金額は、見積書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した額(1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる)とする。

#### イ. 見積書の金額の数字

見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

### 7 プレゼンテーションの実施

参加事業者は、企画提案書等の提案内容についてプレゼンテーションを実施する。

#### (1) 開催日

令和8年10月27日(火)13時30分～ 角田市役所4階401会議室

#### (2) 実施方法等

##### ア. プレゼンテーションの時間の目安は入室から退室までに30分とする。

なお、時間には企画提案書等の説明時間の15分を含むものとする。

##### イ. プレゼンテーションの出席者は、5人以内とする。

なお、説明者は本業務の担当者とする。

##### ウ. 企画提案の内容に対する質疑応答：約10分

##### エ. 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

### (3) その他

ア. プレゼンテーション時における資料の追加は認めない。

イ. パソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用する場合、電源及びプロジェクター、スクリーンについては市で準備するが、パソコンは持参すること。

## 8 選考方法

選定委員会において、プロポーザル参加事業者から企画提案書等のプレゼンテーションを行い、市が定める評価基準（別表）により 総合的に評価し、最優秀成績者を「優先交渉権者」とし、本業務の契約予定者とする。

また、次点を得た者を「優先交渉権者次点」とし、「優先交渉権者」との協議が整わず、契約に至らない場合は、「優先交渉権者次点」と協議を行うものとする。

ただし、同一の成績の者が複数存在した場合は、見積金額の低い者を優先して選定する。

さらに見積金額が同額の場合は、くじ引きとする。

参加事業者が1 者の場合は、評価合計点が満点の6 割以上となった場合に優先交渉権者として選定する。

なお、参加事業者の提案が条件等に合わず、参加事業者全てが不適と判断された場合は、契約予定者は無しとする。

## 9 選定結果通知

選定結果は、令和8 年1 1 月2 日（月）にプロポーザル参加事業者全てに電子メールで通知し、後日、当該結果を角田市ホームページにて公表する。

なお、評価内容等の問い合わせについては応じられない。

## 10 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容について調整後、見積徴取を行ない、随意契約の締結手続を行う。

## 11 失格等

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積価格が予定価格を超過した場合
- (6) プレゼンテーションの集合時刻に集合しない場合
- (7) 評価の公平性を害する行為があった場合
- (8) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる理由があると認める場合

## 12 その他留意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4 年法律第5 1 号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分

かりやすい表現で記載すること。

- (2) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により配置できない場合は、同程度以上の資格及び経験を有する者をもってこれに代えることができる。
- (5) 提出書類については、返却しない。
- (6) 提案書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 仕様書に記載の内容については、業務を進めていくうえで、軽微な変更を行う場合がある。

### 13 問い合わせ

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41

角田市教育委員会教育総務課

電話 0224-63-0130

F A X 0224-63-4884

e-mail : [kyoui@city.kakuda.lg.jp](mailto:kyoui@city.kakuda.lg.jp)

ホームページ : <https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/21/28091.html>

## 角田市新中学校整備事業手法検討業務プロポーザル評価基準表

| 項 目 |                           | 評 価                                          | 重要度 | 配点<br>上限 | 判 断 基 準                                    |
|-----|---------------------------|----------------------------------------------|-----|----------|--------------------------------------------|
| 1   | 学校施設等(給食センター等含む)の業務受注実績評価 | 1～5                                          | 5   | 25       | ●他の地方公共団体等における学校施設等の業務受注実績があるか             |
| 2   | 業務推進体制等                   | 1～5                                          | 3   | 15       | ●業務への取り組み体制や業務責任者及び担当者の業務遂行能力は十分であるか       |
| 3   | 業務工程の妥当性・効率性              | 1～5                                          | 3   | 15       | ●作業内容と業務フロー整理について、無理のないスケジュールや作業内容となっているか  |
| 4   | 提案内容に関する評価                | 1～5                                          | 5   | 25       | ●仕様書記載の業務内容及び業務方法について、独自の提案や追加の提案がなされているか  |
| 5   | プレゼンテーション(質疑応答も含む)        | 1～5                                          | 2   | 10       | ●プレゼンテーションが分かり易く、説得力があるか<br>●質疑への応答は適切であるか |
| 6   | 見積額                       | 《計算式》<br>{(最低見積額÷各提案者の見積額)×10 点} (小数点以下切り捨て) |     | 10       | ●費用対効果は高いか                                 |
| 合 計 |                           |                                              |     | 100      |                                            |

※《項目 1～5 計算式》：評価×重要度＝評価得点